

物品売買契約書

発注者 新発田市 と 受注者 とは、下記の条項により物品売買契約を締結し、受注者は信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

- 1 件 名 五十公野公園陸上競技場写真判定装置購入
- 2 納品場所 五十公野公園陸上競技場
- 3 納品期限 令和 9 年 3 月 3 1 日
- 4 規格等 別紙仕様書のとおり

5 契約金額										円
--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円)

- 6 契約保証金 免除 (契約規則第 4 0 条第 7 号該当)
- 7 規則等の適用 この契約書に定めのない事項については、新発田市契約規則（平成 1 8 年新発田市規則第 3 5 号）、新発田市物品供給契約約款及び関係法令に従うものとし、その他この契約に関して疑問が生じたときは、両者協議の上、決定するものとする。

本契約の証として、本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。
ただし、本契約を電子契約にて締結する場合は、本書の電磁的記録を作成し、発注者及び受注者が合意の後、電子署名を施し、各自その電磁的記録を保管する。

令和 8 年 月 日

発注者 新発田市中心部 3 丁目 3 番 3 号
新発田市
新発田市長 二階堂 馨

受注者